

# 「第407回 判例・事例研究会」

テーマ：授益的処分行為の職権取消し

日 時	令和5年7月19日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 久保 真衣子

## 【判例】

<b>事件の表示</b>	<p>事 件 名 被災者生活再建支援金支援決定取消処分取消請求本訴、不当利得返還請求反訴、不当利得返還請求事件</p> <p>事 件 番 号 令和2年（行ヒ）第133号</p> <p>決 定 最高裁判所第二小法廷 令和3年6月4日判決 破棄自判</p>
<b>事件の概要</b>	<p>本件は、被災者生活再建支援法（令和2年法律第69号による改正前のもの。以下「支援法」という。）所定の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し、これを支援した被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）とその支援を受けた世帯主らとの間で、その返還の要否等が争われた事案である。</p>
<b>争 点</b>	<p>(1) 本件各世帯が大規模半壊世帯に該当するか</p> <p>(2) 支給要件の認定の誤りを理由に本件各支給決定を取り消すことが許されるかであり、上告審では専ら(2)が争われた。</p>

判 旨  
( 抜 粋 )

(1) 支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とするものである(1条)。そして、支援金の支給要件は、支援法2条2号の定義する「被災世帯」に該当すること、すなわち、その居住する住宅が所定の自然災害により所定の程度以上の被害を受けた世帯であることのみであって(同条、支援法3条1項)、当該世帯が経済的に困窮しているか否かを問わないものとされている。また、支援金の額も、同条2項から5項までに法定されており、支援法2条2号イからハまで所定の全壊等か同号ニ所定の大規模半壊に当たるかの別と、一人のみの世帯か否かの別、及び居住する住宅を建設、購入、補修又は賃借する場合の定額加算により一律に定まるのであって(本件各世帯については37万5000円～150万円と定められた。)、実際の損失額や今後の住宅の建替えや補修等に必要となる額に応じて支援金の額が決定されるものではない。

上記のような支援法の目的、内容等に照らすと、支援法は、その目的を達成するための手段として、自然災害による災害のうち住宅に生じたものに特に着目し、その被害が大きく、所定の程度以上に達している世帯のみを対象として、その被害を慰謝する見舞金の趣旨で支援金を支援するという立法政策を採用したものと解される。そして、支援法は、その目的を達成するため、支援要件である被災世帯に該当するか否かについての認定を迅速に行うことを求めつつ、公平性を担保するため、その認定を的確に行うことも求めているものと解される。

(2)ア 前記事実関係等によれば、東日本大震災による本件マンションの被害の程度は客観的には一部損壊にとどまり、本件各世帯は、東日本大震災による被害を受けているものの、支援法の規定する「被災世帯」には該当しなかったものであるから、本件各支援決定は、本件各世帯の被災世帯該当性についての認定に誤りがあるという瑕疵を有するものといわざるを得ない。そして、この瑕疵は、前記で説示したところによれば、支援法の規定する支援金の支給要件の根幹に関わるものというべきである。

なお、上記瑕疵が生じた原因は、本件各支援決定がされた当時、申請に係る世帯が被災世帯に該当するか否かの認定を市町村が交付する罹災証明書に依拠して行う取扱いが

されていた状況の下で、本件マンションの被害の程度について、A区長が交付した本件証明書の認定に誤りがあったことにある。この誤りについては、罹災証明書の交付が市町村の自治事務（地方自治法2条8項）に属すると解されることや本件の事実経過、当時の多数の被災状況等に照らせば、上告人との本件世帯主らのいずれか一方の責めに属すべき事由によって生じたものであるということとはできない。罹災証明書を用いて支援金の支給に関する事務を迅速かつ効率的に処理する利益という点に着目しても、この利益を上告人のみが享受しているとはいえないし、その点や本件証明書の認定に関する誤りの責任の所在等から、本件証明書の内容が変更されるリスクを上告人が負担すべきということとはできない。

イ 本件各支給決定の効果を維持することによって生ずる不利益を更に検討すると、その効果を維持した場合には、支援金の支給に関し、東日本大震災により被害を受けた極めて多数の世帯の間において、公平性が確保されないこととなる。このような結果を許容することは、支援金に係る制度の適正な運用ひいては当該制度それ自体に対する国民の信頼を害することとなる。

また、支援金は、都道府県の拠出金及び国の補助金が財源となっており（支援法9条2項、18条等）、その全てが究極的には国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているところ、本件各支給決定の効果を維持した場合には、その財源を害することになる。

さらに、支援金の支給には迅速性が求められるところ、本件のような誤った支給決定の効果を維持するとした場合には、今後、市町村において、自然災害による被害の認定をして罹災証明書を交付するに当たり、その認定を誤らないようにするため、過度に慎重かつ詳細な調査、認定を行うことを促すことにもなりかねず、かえって支援金の支援の迅速性が害されるおそれがある。

上記のような事態は、いずれも支援金に係る制度の安定的かつ円滑な運用を害しかねないものであるから、本件各支援決定の効果を維持することによる不利益は、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興という支援法の目的の実現を困難にする性質のものといえることができる。

(3) その一方で、本件各支援決定を取り消すことによって生ずる不利益を検討すると、その取消しがされた場合には、本件世帯主らにとっては、その有効性を信頼し、あるいは既に全額を費消していたにもかかわらず、本件各支援金相

当額を返還させられる結果となる。このことによる負担感  
は、本件世帯主らが既に東日本大震災による被害を受けて  
いることも勘案すると、小さくないといわざるを得ない。

しかしながら、前記のとおり、本件世帯主らは、支援法  
上、本件各支援金に係る利益を享受することのできる法的  
地位をおよそ有しないのである。また、本件世帯主らは、既  
に利益を得たことに対応して金員の返還を求められている  
にとどまり、新たな金員の拋出等を求められているわけ  
ではない。これらを踏まえると、上記のような結果となるこ  
とは誠にやむを得ないものといわざるを得ない。

なお、本件各支給決定を取り消すことにより、支援金の  
受給者一般においてこれをちゅうちょなく使用できるとい  
う利益が一定の制約を受けるという点についても、そのよ  
うなおそれが全くないわけではないが、そのことにより、  
上記判断が左右されるものではない。

(4) 以上に加え、本件各支給決定を取り消すまでの期間が  
不当に長期に及んでいるともいい難いことをも併せ考慮す  
ると、前記瑕疵を有する本件各支給決定については、その  
効果を維持することによって生ずる不利益がこれを取り消  
すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その  
取消しを正当化するに足る公益上の必要があると認めら  
れる。

したがって、上告人は本件各世帯が大規模半壊世帯に該  
当するとの認定に誤りがあることを理由として、本件各支  
給決定を取り消すことができるというべきである。